

匝瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業 補助金申請の手引き

令和8年5月29日版

【本補助金申請 に係るお問い合わせ・
申請書等提出先】

(本補助金事務局)

匝瑳みらい株式会社

Mail: info-mail@sosa-mirai.com

TEL: 0479-85-8464

【本補助金制度 に係るお問い合わせ先】

(市担当課)

匝瑳市ゼロカーボン推進課

Mail: z-taisaku@city.sosa.lg.jp

TEL: 0479-73-0019

目次

I	はじめに.....	- 1 -
	本補助金の概要.....	- 2 -
	(1) 本補助金の名称.....	- 2 -
	(2) 補助対象者(個人の場合).....	- 2 -
	(3) 補助金額.....	- 3 -
	(4) 補助金交付の要件.....	- 3 -
	(5) 申請の流れ.....	- 5 -
II	補助対象となる範囲.....	- 6 -
	1 補助対象事業.....	- 6 -
	2 補助対象設備の要件.....	- 7 -
	3 補助対象経費.....	- 13 -
III	交付申請等について.....	- 14 -
	1 交付申請について.....	- 14 -
	(1) 本補助金の申請にあたっての留意事項.....	- 14 -
	(2) 交付申請に係る提出書類.....	- 14 -
	2 実績報告について.....	- 16 -
	(1) 実績報告の時期.....	- 16 -
	(2) 実績報告に係る提出書類.....	- 16 -
	3 申請書等の提出先.....	- 18 -
	4 その他報告・調査について.....	- 18 -
	5 申請内容の変更(中止)・取下げについて.....	- 18 -
	(1) 変更(中止)について.....	- 18 -
	(2) 申請の取下げについて.....	- 18 -
	6 補助金の返還について.....	- 19 -
	7 導入した設備の使用期間(財産処分制限期間)について.....	- 19 -
IV.	申請書類の記入例.....	- 20 -
	1 交付申請書(第1号様式)の記入例.....	- 20 -
	2 補助対象設備の概要(第2号様式)の記入例.....	- 22 -
	3 市税等納付状況確認同意書(第4号様式)の記入例.....	- 24 -
	4 誓約書(第5号様式)の記入例.....	- 25 -
	5 実績報告書(第10号様式)の記入例.....	- 26 -
	6 補助対象設備の概要(第11号様式)の記入例.....	- 28 -
	7 交付請求書(第13号様式)の記入例.....	- 30 -
	8 同意書(第17号様式)の記入例.....	- 31 -

I はじめに

匠瑛市では、令和3年(2021年)12月3日に2050年CO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しており、その一環として国(環境省)が進める「脱炭素先行地域」に応募し、令和5年(2023年)11月7日に選定されました。

この脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門※(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のことであり、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなるものです。全国で102か所が選定されました。

この度、国(環境省)の「脱炭素先行地域」に選定された匠瑛市の脱炭素先行地域計画(以下「市計画」という。)の対象地域(以下「補助対象地域」という。)において省エネルギー設備の導入による脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを推進するため、「匠瑛市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金」(以下「本補助金」という。)を交付します。

本補助金の申請にあたっては、補助金申請の手引き(本紙)及び関連する以下の資料等をよくお読みください。

なお、本補助金は、環境省の交付金を活用していますので、年度ごとに予算額の上限があります(上限額に達した場合は、匠瑛市ホームページ等でお知らせいたします。)

<関連資料>

- 1 匠瑛市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱(以下「市要綱」という。)
- 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(以下「国実施要領」という。)
- 3 国実施要領別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(先行地域づくり事業)(以下「国実施要領別紙1」という。)

民生部門とは

環境省が令和8年(2026年)3月に制定した「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(詳細版(旧・本編))ver2. 2」では、温室効果ガス(エネルギー起源CO2)の部門を「産業部門」「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門」「エネルギー転換部門」「廃棄物の原燃料使用等」としています。

また、環境省の「脱炭素先行地域づくりガイドブック(第7版)」(令和7年(2025年)7月)では、上記の区分のうち、「家庭部門」と「業務その他部門」を合わせ、「民生部門」としています。

「民生部門」のうち、「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出であり、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設(飲食店・宿泊施設等も含む。)のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出を指します。なお、自家用車等の利用に伴う排出は、「運輸部門」に分類されます。

本補助金の概要

(1) 本補助金の名称

「匠瑳市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金」

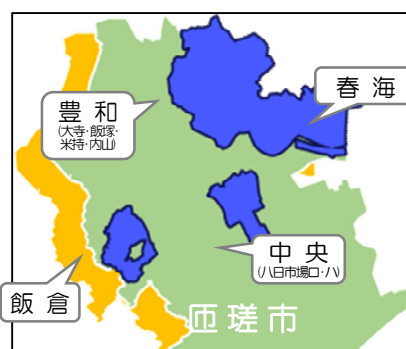
(2) 補助対象者(個人の場合)

以下の要件をすべて満たす方が、本補助金の補助対象者となることができます。

- ① 補助金の交付を申請する年度内に、補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)を実施する者であること。
- ② 補助対象地域内に、本市の住民基本台帳の記録があり実際に居住していること。

【補助対象地域】

- ・ 豊和地区(大寺、飯塚、内山、米持)
- ・ 椿海地区(春海)
- ・ 豊栄地区(飯倉)
- ・ 中央地区(八日市場口、八日市場ハ)



- * なお、補助対象地域内に住宅を新築する場合その他の事由で、申請時点において補助対象地域に居住していない方も、実績報告の期日までに、補助対象地域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録される場合に限り、補助対象者となることができます。
- * リースまたはPPAで実施する場合はその事業者が市要綱に定める要件を満たす必要があります。

- ③ 本市に納付すべき税に滞納がないこと。
- ④ 本補助金の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)の設置に要する費用を負担し、補助対象設備を所有すること。
- ⑤ 補助対象設備の設置を実施する住宅が、下記のいずれかに該当する場合はすべての所有者または共有者から補助事業の実施について承諾を得ていること。
 - ア 第三者が所有している場合
 - イ 当該住宅に本補助金の交付を申請する者以外の共有者がいる場合で、かつ、当該補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合
- ⑥ 匠瑳市暴力団排除条例(平成24年匠瑳市条例第1号)第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等または同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑦ 補助対象設備に、国、県及び本市から本補助金以外の補助等を受けていないこと。
- ⑧ 補助対象設備に対し、過去に本補助金を受けていないこと(同一世帯の構成員を含む。)

(3) 補助金額

補助対象設備	ア 補助率 イ 補助限度額等	導入方法
① 既存住宅断熱改修(戸建住宅)	ア 補助対象経費×2/3 イ 上限額120万円/戸(このうち、玄関ドアは上限額5万円/戸)	購入・リース
② 高効率空調機器(エアコン)	ア 補助対象経費×2/3 イ 上限額(1台につき)20万円	
③ 高効率給湯機器(エコキュート、エコワンその他のハイブリッド給湯器)	ア 補助対象経費×2/3 イ 上限額(1台につき)60万円	
④ 蓄電池	ア 補助対象経費×3/4 イ 上限額 100万円	購入・リース・PPA

(4) 補助金交付の要件

匝瑳市内に本店がある再生可能エネルギー電力の小売電気事業者に、電力契約を切り替えていただくことが必要です。

また、住宅に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備がある場合は高効率空調機器等及び蓄電池を設置した後に、その再生可能エネルギー発電設備と接続すること。

匝瑳市内に本店がある再生可能エネルギー電力の小売電気事業者

(令和8年(2026年)5月現在)

株式会社 しおさい電力

所在地： 匝瑳市八日市場ハ891番地

MAIL： shiosai-pw@1363.jp

TEL： 0479-70-0505

FAX： 0479-72-1373

申請の例

- 太陽光発電設備がついた既築の住宅(蓄電池なし)にエアコン2台と給湯器1台、蓄電池を導入する場合

導入設備	補助率	購入・設置工事費	
			うち補助額
エアコン(8畳用)	2/3	24万円	16万円
エアコン(10畳用)	2/3	30万円	20万円
給湯器(1台)	2/3	90万円	60万円
蓄電池(1台)	3/4	160万円	100万円
合計		304万円	196万円



※参考の金額です。
具体的な金額等の詳細は、設備業者やメーカーにお問合せください。

《要件》

- ① 市内の施工事業者がエアコンと給湯器の設置工事をする
- ② 匝瑳市内に本店がある電力の小売事業者の再生可能エネルギー電力プランに電力契約を切り替える
- ③ 既設の太陽光発電設備が発電した電気を導入するエアコン等に接続し、電力の利用ができるようにする

設備導入方法の解説

『リース』とは？

導入費用を自分で支払う代わりに、リース会社に購入してもらい、その設備を借りる形式で設備を利用できる仕組みです。利用者は、リース料金として、毎回、固定額をリース会社に支払います。高額な導入費用はかかりませんが最終的な支払総額は購入よりも割高となります。

『PPA』とは？

蓄電池の導入の場合のみ利用できます。発電事業者(PPA事業者)が需要家(電気を使用する個人や企業)の敷地に太陽光設備を設置し、需要家が利用した電気料金を発電事業者を支払う仕組みです。

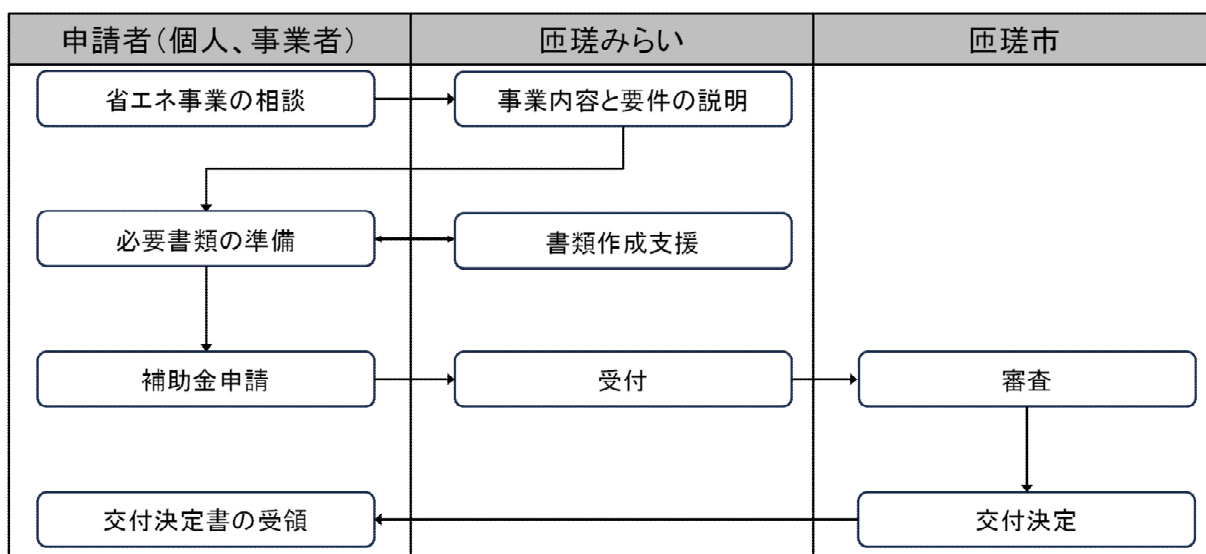
設備の導入費用や管理の手間はかかりませんが、発電した電気を自家消費する場合でも電気料金が発生します。

※ 上記は一般例であり、契約先により条件が異なることがあります。あらかじめご了承ください

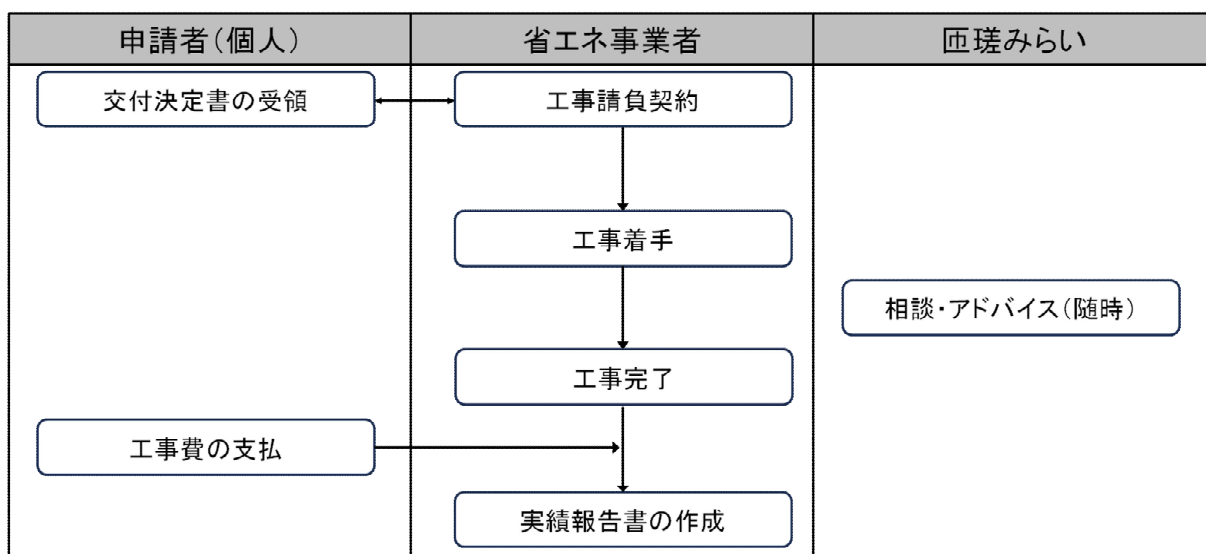
(5) 申請の流れ

本補助金の申請に係る手続の主な流れは、下記のとおりとなります。

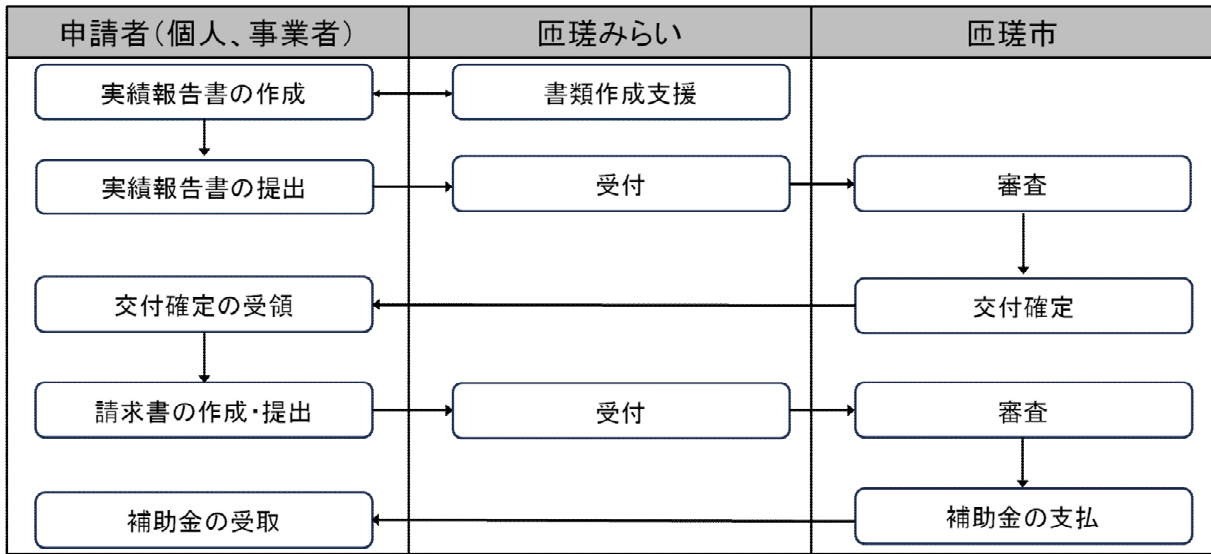
○交付申請から交付決定まで



○事業着手から事業完了まで



○実績報告から補助金の支払まで



II 補助対象となる範囲

1 補助対象事業

以下のすべての要件を満たす事業が補助対象事業となります。

- (1) 補助対象地域内で実施するものであること。
- (2) 法令または予算制度に基づき、国、県または本補助金以外の本市の負担または補助を得て実施する事業でないこと。
- (3) 導入する設備は各種法令等に遵守した設備であること。
- (4) 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、新品の設備であること(中古設備は、補助対象事業の対象外。)
- (5) 財産処分制限期間を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果をJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (6) 財産処分制限期間を経過するまでの間、本補助金を利用して取得した財産等を、市長の承認を受けないで、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取壊し(破棄を含む。)を行わないこと。
- (7) 補助対象事業で導入する設備の工事については、1者以上の業者から見積書を取得すること。

2 補助対象設備の要件

補助対象設備の主な要件を示します。詳細は、「国実施要領別紙1」を御参照ください。

設備の種類	補助対象設備の要件
(1) 既存住宅断熱改修	<p>① 設置する製品は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」において補助対象となる製品であること(P.12参照)。また、改修する部位については、当該既存住宅の断熱リフォーム支援事業のエネルギー計算結果早見表(P.13参照)を使用すること。</p> <p>② 居間または主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること(居間または主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても本補助金の交付の対象外とする)。</p> <p>③ 設置する高性能建材である断熱材並びに窓及びガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)すべてに設置または施工すること。</p> <p>④ 玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓及びガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス、欄間ガラス等)は改修の対象外としてもよい。</p> <p>⑤ 断熱材並びに窓及びガラスを改修する場合は、原則、外皮部分(外気に接する部分)のみ本補助金の交付対象とする。</p> <p>⑥ 既存住宅断熱改修を行った後の住宅の想定年間消費電力量を賚ることができる再生可能エネルギー発電設備と接続するものであること。ただし、再生可能エネルギー発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して再生可能エネルギー発電設備容量が不足する場合については、その不足分を本市の区域内に本店を有する小売電気事業者からの再生可能エネルギー電力証書(グリーン電力証書、再生可能エネルギー電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書(再生可能エネルギー指定))の購入又は再生可能エネルギー電力メニューによる調達で補うことができること。</p>

<p>(2) 高効率空調機器等</p>	<p>① 高効率空調機器等を設置した後の住宅の想定年間消費電力量を賄うことができる再生可能エネルギー発電設備と接続するものであること。</p> <p>② 再生可能エネルギー発電設備が設置できない場合、または②想定年間消費電力量に対して再生可能エネルギー発電設備容量が不足する場合は、その不足分を本市の区域内に本店を有する小売電気事業者からの再生可能エネルギー電力証書の購入または再生可能エネルギー電力メニューによる調達で補うことができること。</p> <p>③ 次に掲げるもので、従来の高効率空調機器等に対して二酸化炭素削減効果が得られること。</p> <p style="margin-left: 2em;">A 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート)</p> <p style="margin-left: 2em;">B LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)</p> <p style="margin-left: 2em;">C 高効率直圧式石油給湯器(エコフィール)</p> <p style="margin-left: 2em;">D ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(エコワン)その他のハイブリット給湯器</p> <p>④ 高効率空調機器等の設置の工事を市内施工業者(本市の区域内に、本店、支店若しくは営業所を有する法人または住所を有する個人事業主をいう。)が施工すること。</p>
---------------------	---

<p>(3) 蓄電池</p>	<p>① 原則として、再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。</p> <p>② 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>③ 設置する蓄電池の容量は20Kwh未満であること。</p> <p>④ 次のすべての要件を満たすこと。</p> <p>A 蓄電池部(初期実効容量(JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方とする。)1.0kwh以上)とパワーコンディショナーその他の電力変換装置等から構成されるシステムで、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、かつ、当該システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>B 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービスその他の事項について、所定の表示がなされていること。なお、初期実効容量、定格出力、保有期間、廃棄方法及びアフターサービスの所定の表示は、次のものとする。</p> <p>(ア) 初期実効容量 初期実効容量を明示すること。 なお、初期実効容量とは、製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量とする。ただし、使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法は、JIS C 4413を参照すること。)</p> <p>(イ) 定格出力 定格出力を明示すること。 なお、定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。</p> <p>(ウ) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理及び運用を図ることを明示すること。</p> <p>(エ) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。また、蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。</p> <p>【表示例】 「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へ御連絡ください。」</p>
----------------	---

	<p>(オ) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>C 蓄電池部の安全基準は、JIS C 8715-2またはIEC規格62619の規格を満足すること。</p> <p>D 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システム)は、JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412規格の適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1またはJIS C 4412-2の規格も可とする。</p> <p>E リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>F メーカー保証(メーカー保証期間内の補償費用が無償であるものに限る。)及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること(メーカー保証のメーカーには蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含み、メーカー保証には販売店保証その他の当該機器製造事業者以外の保証は含めない。)。ただし、日本電機工業会規格(JEM)で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方とする。)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする(なお、蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。)</p> <p>⑤ 蓄電池を設置した後の住宅の想定年間消費電力量をまかなうことができる再生可能エネルギー発電設備と接続するものであること。ただし、当該想定年間消費電力量に対して、再生可能エネルギー発電設備容量が不足する場合または当該再生可能エネルギー発電設備で発電する想定年間電力量が不足する場合については、その不足分を本市の区域内に本店を有する小売電気事業者からの再生可能エネルギー電力証書の購入または再生可能エネルギー電力メニューによる調達で補うことができること。</p>
--	--

※ 高効率空調機器等及び蓄電池については、既存設備の「更新」または「新設」のどちらも交付対象となります。

既存住宅断熱改修の補助対象製品について

既存住宅断熱改修の補助対象製品は、環境省による事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象となる製品に限ります。

詳細は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）」の対象製品一覧（下記URL）を御確認ください。

○（公財）北海道環境財団ホームページ（環境省補助金専用サイト）

既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅断熱改修対象製品一覧

URL：<https://ekes.jp/>



既存住宅断熱改修（改修する部位・改修率）について

下記の表を参考に、御確認ください。詳細は、環境省による事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」のエネルギー計算結果早見表を御確認ください。

（公財）北海道環境財団ホームページ（環境省補助金専用サイト）

既存住宅の断熱リフォーム支援事業（令和8年3月公表）公募要領（トータル断熱）

URL：<https://www.heco-hojo.jp/danref/>

断熱部位数	組合せ番号	断熱改修の部位				最低改修率※ 「地域区分6」
		天井	外壁	床	窓・ガラス	
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修・ガラスの改修	25%
3部位	2	天井	外壁		窓の改修・ガラスの改修	25%
	3	天井	外壁	床		25%
	4		外壁	床	窓の改修・ガラスの改修	25%
	5	天井		床	窓の改修・ガラスの改修	25%
2部位	6	天井	外壁			25%
	7	天井		床		25%
	8	天井			窓の改修・ガラスの改修	25%
	9		外壁		窓の改修	40%
	10		外壁		ガラスの改修	40%
	11		外壁	床		40%
	12			床	窓の改修	40%
	13			床	ガラスの改修	40%
1部位	14				窓の改修	100%

※ 最低改修率について

以下の計算方法で計算した改修率が、最低改修率以上であることが交付の要件となります。

$$\text{改修率(\%)} = \frac{\text{補助対象となる部屋の床面積の合計(m}^2\text{)}}{\text{住宅の延べ床面積(m}^2\text{)}}$$

窓・ガラスの工法及び改修範囲について

- (1) 窓の改修工法は、カバー工法窓取付(※1)・内窓取付、ガラスの改修工法は、カバー工法(※1)・ガラス交換とします。
- (2) **窓・ガラスのみの改修の場合は住宅の窓・ガラス全部**(玄関ドア以外のガラスを用いた開口部すべて)**の改修が必要です**。なお、テラスドア及び勝手口ドアの改修は要件としません。また、以下の窓も、**改修を要件としません**。
- ① 換気小窓
 - ② 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓
 - ③ 換気を目的としたジャロジー窓
 - ④ ガラスブロック
 - ⑤ 天窓

※1 既存の窓枠を外さずにその枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいいます。

断熱材の施工について

- (1) 天井改修においては、通気口等により天井裏が外気に通じている必要があります。また、改修する居室等にかかわらず、**屋根の直下の天井及び外気に接する天井のすべてを改修することが必要**です。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修を要件としません(天井全体面積の最大15%まで)。
- (2) 床改修において、浴室の床及び玄関等の土間床は、断熱改修が困難な場合は改修を要件としません。

導入設備選定の際の参考サイト

導入する設備は、下記のサイト等を活用しつつ選定してください。

また、設備の詳細についてはメーカーや設備業者等にお問い合わせください。

- 省エネ性能のあるエアコン・LED・エコキュート等の商品検索
省エネ製品 情報サイト「省エネ性能カタログ電子版」
URL: <https://seihinjyoho.go.jp/catalog/>



3 補助対象経費

下記の表の項目に該当する経費が補助の対象となります。

また、設備販売店や設置業者へ見積作成を依頼する際は、下記の表を参照の上、明細内訳が分かるよう依頼してください。

なお、交付申請にあたっては、**消費税及び地方消費税額を含めない額**で記入願います。

設備の種類	補助対象経費
既存住宅断熱改修	設備本体(高性能建材であるガラス、窓、断熱材及び玄関ドア)並びに設備本体の設置に直接的にかかわる工事費等(設備本体の取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費 等) ※ 網戸、雨戸その他の窓付属部材費は、補助対象経費に含まない。
高効率空調機器等	設備本体(貯湯ユニット等)及び付属品(リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)
蓄電池	設備本体(蓄電池部とパワーコンディショナーその他の電力変換装置等から構成されるシステムで、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、かつ、当該システム全体を統合して管理するための番号が付与されているもの)の購入費及び工事費(据付・配線工事等)

Ⅲ 交付申請等について

1 交付申請について

(1) 本補助金の申請にあたっての留意事項

- ① 本補助金の交付申請にあたっては、市長から通知する交付決定の前日に補助事業に着手したものについては、本補助金の交付対象となりません(発注、契約、購入または設置のいずれか1つでも行った場合は着手したものとします。)。
- ② 本補助金の交付申請をした日の属する年度の2月末日までに、補助事業が完了し、かつ、工事完了後30日以内または2月末日のいずれか早い日までに実績報告を市長に提出することが必要です。
- ③ 提出先の補助金事務局が受け付けた日をもって、市長が当該申請書等を受け付けた日とみなします。

(2) 交付申請に係る提出書類

交付申請の際には、以下の【① 共通書類】に、補助事業の種別に応じ【② 既存住宅断熱改修の場合】、【③ 高効率空調機器等の場合】、または【④ 蓄電池の場合】のいずれかの書類を添付して提出してください。

【① 共通書類】

No.	書類	備考
1	第1号様式(交付申請書)	
2	第2号様式(補助対象設備の概要)	
3	見積書等の写し	
4	第3号様式(リース料金又はPPA料金の算定根拠明細書)	リースまたはPPAの場合に限る。
5	住民票謄本の写しまたは第1号様式(第2面)(住民基本台帳の閲覧同意書)	
6	納税証明書の写しまたは第4号様式(市税等納付状況確認同意書)	
7	設置する住宅の位置図及び設計図(平面図及び立面図に設備の導入場所が明記してあるもの)	立面図がない場合は建物を四方から撮影した写真で代用可能
8	住宅の所有者または共有者の全員から補助対象設備の設置の承諾を受けていることが確認できる書類	申請者が住宅の所有者でない場合または住宅の申請書以外の共有者がいる場合
9	法人に係る登記事項証明書(現在事項証明書または履歴事項全部証明書)の写し	リースまたはPPAの場合に限る。
10	財産処分制限期間満了までに必要な措置等を証明できる書類	リースまたはPPAの場合に限る。
11	第5号様式(誓約書)	

【② 既存住宅断熱改修の場合】

No.	書類	備考
1	既存住宅断熱改修に用いる高性能建材であるガラス、窓、断熱材及び玄関ドアの製品に係るメーカー、型式、性能その他の技術仕様を確認できる書類	カタログまたは仕様書その他の書類の写し
2	既存住宅断熱改修を実施する建築物に係る登記事項証明書の写し	登記されていない場合は次のいずれか1つの写し ①固定資産税課税台帳記載事項証明書 ②該当家屋の納税通知書 ③建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項に規定する検査済証 ④建築台帳記載事項証明書 ⑤固定資産税評価証明書
3	既存住宅の断熱改修前の現況写真	

【③ 高効率空調機器等の場合】

No.	書類	備考
1	補助対象設備のメーカー、型式、性能その他の技術仕様を確認できる書類	カタログまたは仕様書その他の書類の写し
2	補助対象設備を設置する建築物に係る登記事項証明書の写し	新築の場合は不要 登記されていない場合は次のいずれか1つの写し ①固定資産税課税台帳記載事項証明書 ②該当家屋の納税通知書 ③建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項に規定する検査済証 ④建築台帳記載事項証明書 ⑤固定資産税評価証明書
3	設置工事着工前の現況写真	

【④ 蓄電池の場合】

No.	書類	備考
1	補助対象設備のメーカー、型式、性能その他の技術仕様を確認できる書類	カタログや「蓄電システム登録済製品一覧」の該当ページなど
2	補助対象設備を設置する建築物に係る登記事項証明書の写し	新築の場合は不要 登記されていない場合は次のいずれか1つの写し ①固定資産税課税台帳記載事項証明書 ②該当家屋の納税通知書 ③建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項に規定する検査済証 ④建築台帳記載事項証明書 ⑤固定資産税評価証明書
3	設置工事着工前の現況写真	

2 実績報告について

(1) 実績報告の時期

下記の①または②のいずれか早い日

- ① 工事完了後30日以内
- ② 補助金の交付申請をする日の属する年度の2月末日

(2) 実績報告に係る提出書類

実績報告の際には、以下の【① 共通書類】に、補助事業の種別に応じ【② 既存住宅断熱改修の場合】、【③ 高効率空調機器等の場合】、または【④ 蓄電池の場合】のいずれかの書類を添付して提出してください。

【① 共通書類】

No.	書類	備考
1	第10号様式(実績報告書)	
2	第11号様式(補助対象設備の概要)	
3	工事請負契約書の写し	
4	領収書等及び内訳を示すものの写し	リースまたはPPAの場合を除く。
5	住民票謄本の写しまたは住民基本台帳の閲覧同意書	補助金交付申請書(第1号様式)第2面で同意していれば住民票謄本を省略可能
6	設置状況が確認できる写真	設置箇所ごとに、着工前、着工中、設置後の各状況をそれぞれ撮影すること 高効率空調機器、高効率給湯機器および蓄電池の場合は、建物全体と導入した設備の型式も撮影すること。

【② 既存住宅断熱改修の場合】

No.	書類	備考
1	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれか1つの写し ①保証書 ②出荷証明書 ③検査日が記載された出荷検査成績書
2	電力契約を再生可能エネルギー電力に切り替えていることを証する書類	再生可能エネルギー電力契約書の写しなど

【③ 高効率空調機器等の場合】

No.	書類	備考
1	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれか1つの写し ①保証書 ②出荷証明書 ③検査日が記載された出荷検査成績書
2	再生可能エネルギー電力に切り替えていることを証する書類	再生可能エネルギー電力契約書の写しなど
3	補助事業を実施する者自らが居住する本市の先行地域内に所在する住宅であることを証する書類	新築の住宅に導入した場合のみ 次のいずれか1つの写し ①固定資産税課税台帳記載事項証明書 ②該当家屋の納税通知書 ③建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項に規定する検査済証 ④建築台帳記載事項証明書 ⑤固定資産税評価証明書 ⑥登記事項証明書

【④ 蓄電池の場合】

No.	書類	備考
1	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類	保証書、出荷証明書などの写し
2	補助対象設備が別表第1「蓄電池」の項第1号から第5号までに掲げる要件を満たすことを証する書類	パッケージ型番(システム全体を統合して管理する番号)がSII(一般社団法人環境共創イニシアチブ)の実施する補助事業の補助対象システムとして登録されていることが確認できるもの
3	電力契約を再生可能エネルギー電力に切り替えていることを証する書類	再生可能エネルギー電力契約書の写しなど
4	補助事業を実施する者自らが居住する本市の先行地域内に所在する住宅であることを証する書類	新築の住宅に導入した場合のみ 次のいずれか1つの写し ①固定資産税課税台帳記載事項証明書 ②該当家屋の納税通知書 ③建築基準法第7条第5項または第7条の2第5項に規定する検査済証 ④建築台帳記載事項証明書 ⑤固定資産税評価証明書 ⑥登記事項証明書

3 申請書等の提出先

補助金事務局（委託法人）

名 称： 匠瑛みらい株式会社

所 在 地： 〒289-2141

匠瑛市八日市場ハ941番地1 八日市場壱番館203号

M A I L： info-mail@sosa-mirai.com

T E L： 0479-85-8464

窓口対応時間： 9：00～17：00（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※1 書類不備の場合は審査が出来かねますので、補助金事務局に書類を提出する際は、記入漏れ、添付漏れ等がないよう提出書類の表を今一度御確認ください。

※2 交付申請書やその他の書面の詳しい記入の仕方は、「Ⅴ. 申請書類の記入例」を御確認ください。

4 その他報告・調査について

設備の導入後は、環境省への実績値の報告等を目的に、市が行う調査等に対して、御協力ください。

5 申請内容の変更(中止)・取下げについて

(1) 変更(中止)について

補助対象事業の内容を変更(中止)する場合は、変更(中止)の内容に応じて地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金変更等承認申請書(第7号様式)を市ゼロカーボン推進課に御提出ください。

(2) 申請の取下げについて

本補助金の交付申請の取下げを行う場合は、本補助金の交付決定の日から30日以内または補助金交付申請をした年度の2月末日のいずれか早い日までに地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金申請取下届出書(第9号様式)を、市ゼロカーボン推進課に御提出してください。

6 補助金の返還について

交付事業者が次のいずれかに該当した場合は、本補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- (1) 市要綱の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により本補助金の交付決定または交付を受けた場合
- (3) 補助事業者が補助金の交付決定の日から、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市に納付すべき税に滞納が生じた場合
- (4) その他市長が特に必要と認めた場合

7 導入した設備の使用期間(財産処分制限期間)について

本補助金により取得した財産(設備)には、処分制限期間(撤去・廃棄・譲渡等ができない期間)が存在します。原則として、設備ごとに定められている財産処分制限期間の期間は、下表のとおりです。

補助対象設備	財産処分制限期間
既存住宅断熱改修	10年
高効率空調機器等(エアコン・エコキュート等)	6年
蓄電池	6年

- ※ 導入する機器によっては、上表の年数に該当しない場合もあります。
詳しくは、市ゼロカーボン推進課に御相談ください。

IV. 申請書類の記入例

1 交付申請書(第1号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第1号様式(第7条、第13条、第23条、第24条関係)
(第1面)

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書

令和〇年〇月〇日

匝瑳市長 あて

申請者 住所 **匝瑳市八日市場ハ793番地2**
氏名 **匝瑳 太郎**
電話 **0479-73-0019**
(補助対象設備の設置をリース又はPPAで行う場合)

共同申請者 (リース事業者又はPPA事業者) 住所
氏名
電話
(法人の場合) 所在地
名称
代表者職氏名
電話

設備の設置をリース又はPPAで行う場合は、こちらを記入のうえ「第3号様式」も必要です。

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けたいので、匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池 <input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修 <input checked="" type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器
補助対象設備を設置する住宅の所在地	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2
補助金交付申請額	2,350,000 円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備を設置する建物の種類別 ※ 既存住宅断熱改修は、1のみ	<input checked="" type="radio"/> ① 既存の住宅に補助対象設備を <input type="radio"/> ② 住宅の新築に併せて補助対象 (②の場合 入居予定)
補助対象設備を設置する住宅の所有者又は共有者の氏名	匝瑳 太郎 匝瑳 花子

複数の場合、複数に

補助金の合計額を記載

建物の種別に○
②の場合は下記入居予定も記入してください。

住宅の所有者又は共有者の氏名を記入してください。
(申請者が所有者の場合は、当該申請者名も記入願います。)

承諾書

(承諾者が多数の場合は、別途、承諾を受けていることが確認できる書類を添付すること。)

※ 申請者と住宅の所有者が異なる場合又は住宅に申請者以外の共有者がいる場合は、下記に所有者又は共有者の署名をお願いします。

私は、私の所有し、又は共有する住宅に補助金申請者が地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、承諾しています。

令和〇年×月△日

住所 **匝瑳市八日市場ハ793番地2**
氏名 (署名) **匝瑳 花子**

① 申請者以外で住宅の所有者又は共有者がいる場合は当該所有者又は共有者が住所・氏名・記入年月日を記入してください。
② 氏名は当該所有者又は共有者が自書してください。

(第2面)

住民基本台帳の閲覧同意書

※ 該当するものに☑

私は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、私の住民登録について市長が公簿等により確認することに、

同意します。 ・ 同意しません。

※1 同意いただける場合に☑ (4) の写しの提出は必要ありません。

※2 同意いただける場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、住民票謄本(続柄が記載されたもの)の写しを提出する必要はありません。

※3 同意いただけない場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、毎年度、住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しを提出していただくこととなります。

(添付書類)

- (1) 補助対象設備の概要 (第2号様式)
- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された見積書その他の書類の写し (補助対象設備の設置をリースで行う場合はリース事業者又はP P Aで行う場合はP P A事業者が購入する補助対象設備の購入費及び工事費が確認できる書類の写し)
- (3) 補助対象設備の設置に係るリース料金又はP P A料金の算定根拠明細書 (第3号様式) (補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合のみ)
- (4) 住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写し及び住民基本台帳の閲覧同意書 (地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付申請書 (第1号様式) 第2面)
- (5) 市に納付すべき税の納税証明書の写し又は市税等納付状況確認同意書 (第4号様式)
- (6) 補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図及び設計図、平面図その他の当該補助対象設備が設置される個所が分かる図面
- (7) 申請者が住宅の所有者ではない場合又は住宅に申請者以外の共有者がいる場合は、当該住宅の所有者又は共有者の全員から補助対象設備の設置の承諾を受けていることが確認できる書類

2 補助対象設備の概要(第2号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第2号様式(第7条、第1号様式関係) 補助対象設備の概要		
1 蓄電池		
製造者名	●●●●	
品名番号(設備本体)	●●●●	
事業期間	着工予定日	令和○年○月○日
	完了予定日	令和○年○月○日
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。	1,000,000 円	
補助金交付申請額 補助対象経費の4分の3 (上限額 100万円) (1,000円未満切り捨て)	750,000 円	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 製造者名と製品名を記載 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ① 2月末日までに完了し、かつ、工事完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を市に提出していただく必要があります。 ② 事業期間に御注意ください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 見積額を記載してください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 補助対象経費に補助率を乗じた金額(1,000円未満切捨。当該金額が上限金額を超える場合は上限金額)を記載してください。 </div>		
2 既存住宅断熱改修		
種別 ※種別に☑	<input checked="" type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	●●●●	
製品名	●●●●	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input checked="" type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	●●●●	
製品名	●●●●	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	●●●●	
製品名	●●●●	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input checked="" type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	●●●●	
製品名	●●●●	
事業期間	着工予定日	令和○年○月○日
	完了予定日	令和○年○月○日
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。	2,000,000 円	
補助金交付申請額 補助対象経費の3分の2 (上限額 120万円/戸(このうち、 玄関ドアは上限額 5万円/戸)) (1,000円未満切り捨て)	1,200,000 円	

3 高効率空調機器等

種別 ※種別に☑		<input checked="" type="checkbox"/> 高効率空調機器	<input type="checkbox"/> 高効率給湯器
製造者名		●●●●	
品名番号 (設備本体)		●●●●	
事業期間	着工予定日	令和○年○月○日	
	完了予定日	令和○年○月○日	
市内施工事業者		住所 氏名 電話 (法人の場合) 所在地 匝瑳市○○○○ 名称 株式会社○○○○ 代表者職氏名 代表取締役 ○○○○ 電話 ○○○○	① 2月末日までに完了し、かつ、工事完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を市に提出していただくことが必要です。 ② 事業期間に御注意ください。
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		600,000円 (2台)	
補助対象経費の3分の2 (上限 高効率換気空調設備20万円 高効率給湯器60万円) (1,000円未満切り捨て)		400,000円	

「高効率空調機器」と「高効率給湯器」を同時に設置する場合は、それぞれの種別ごとに、このページを作成してください。

3 市税等納付状況確認同意書(第4号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第4号様式(第7条、第23条、第1号様式関係)

市税等納付状況確認同意書

令和〇年〇月〇日

匝瑳市長 あて

私は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、私が匝瑳市に納付すべき市税及び私が国民健康保険の被保険者である場合には私の属する世帯の国民健康保険税の納付状況について、市長が公簿等により確認することに同意します。

同意者(申請者) 住所 **匝瑳市八日市場ハ793番地2**
氏名 **匝瑳 太郎**

- ① 同意いただける場合は、住所氏名を記入してください。
- ② 同意いただけない場合は、市に納付すべき税の納税証明書の写しを申請時及び補助金交付後、本同意書の提出があるまでの間、毎年度提出していただくこととなります。

(申請者が国民健康保険の被保険者である場合で、かつ、当該申請者の属する世帯の世帯主でない場合のみ当該世帯主の同意をお願いします。)

私は、申請者が匝瑳市の国民健康保険の被保険者である場合には地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、私が匝瑳市に納付すべき国民健康保険税の納付状況について、市長が公簿等により確認することに同意します。

同意者(申請者が属する世帯の世帯主) 住所 **匝瑳市八日市場ハ793番地2**
氏名 **匝瑳 花子**

- ① この欄は、補助金申請者が国民健康保険の被保険者の場合で、かつ、当該補助金申請者の属する世帯の世帯主でない場合にのみ使用するものです。
- ② 当該世帯主の同意を同意いただける場合は、当該世帯主の住所氏名を記入してください。
- ③ 同意いただけない場合は、市に納付すべき税の納税証明書の写しを申請時及び補助金交付後、本同意書の提出があるまでの間、毎年度提出していただくこととなります。

4 誓約書(第5号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第5号様式(第7条、第1号様式関係)

誓約書

私が、匝瑳市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと及び将来についてもないこと並びに補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合にはリース事業者(P P Aの場合はP P A事業者)(当該リース事業者(P P Aの場合は当該P P A事業者)が法人の場合は、当該法人の代表者及び役員をいう。以下同じ。)には、暴力団員又は暴力団密接関係者がいないこと及び将来についてもいないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私及び当該リース事業者(P P Aの場合は当該P P A事業者)が不利益を被ることとなっても、匝瑳市には異議を申し立てません。

令和〇年〇月〇日

匝瑳市長 あて

誓約者 住 所 **匝瑳市八日市場ハ793番地2**
氏 名 **匝瑳 太郎**

誓約内容を確認の上、住所氏名を記入してください。

(補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合)

誓約者(リース事業者又はP P A事業者) 住 所
氏 名
電 話
(法人の場合) 所在地
名 称
代表者 職氏名
電 話

補助対象設備の設置をリースで行う場合は、リース事業者が記入してください。

5 実績報告書(第10号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第10号様式(第10条、第13条、第23条、第24条、別表第3関係)
(第1面)
地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日

匠瑛市長 あて

報告者(補助事業者) 住所 **匠瑛市八日市場ハ793番地2**
氏名 **匠瑛 太郎**
電話 **0479-73-0019**

(補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合)
報告者(共同補助事業者(リース事業者又はP P A事業者)) 住所
氏名
電話
(法人の場合)所在地
名称
代表者職氏名
電話

交付決定通知書の日付番号を記載してください。

補助対象設備の設置をリースで行う場合は記入してください。

令和〇年〇月〇日付け匠瑛市ゼ指令第〇号の〇で交付決定のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金について、匠瑛市地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記 交付決定通知書の金額を記入してください。

補助金交付決定額	2,350,000 円
工事完了日	令和〇年〇月〇日

複数の種別の設備を整備する場合は、最も遅い種別の工事完了日を記載してください。

住民基本台帳の閲覧同意書
(地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付申請書の第2面の住民基本台帳の閲覧同意書に同意いただいた場合は、本欄の記入は不要です。)

※ 該当するものに
私は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受け、〇の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定め、〇にて、私の住民登録について市長が公簿等により確認することに、
 同意します。 ・ 同意しません。

補助金交付申請の第2面の住民基本台帳の閲覧同意書に同意いただいた場合は、本欄の記入は不要です

※1 同意いただける場合、 同意いただける場合に 住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しの提出は必要ありません。

※2 同意いただける場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長に住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しを提出する必要はありません。

※3 同意いただけない場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、毎年度、住民票謄本(続柄の記載されたもの)の写しを提出していただくこととなります。

下記を確認し 内容を確認後してください。

補助対象設備は、各法令、制度、手続等に準拠し、設置しています。

下記を確認し、

- 1 補助対象設備を設置した後の住宅の想定年間消費電力量を賄うことができる再生可能エネルギー発電設備と接続しています。
- 2 再生可能エネルギー発電設備を設置していませんので、本市の区域内に本店を有する小売電気事業者（以下この欄及び次欄において「市内本店小売電気事業者」という。）からの再生可能エネルギーを購入する契約を締結しています。→次欄の「再生可能エネルギー購入契約の状況確認同意書」の記入をお願いします。
- 3 補助対象設備を設置した後の住宅に接続している再生可能エネルギー発電設備では、当該住宅の想定年間消費電力量を賄うことができませんので、市内本店小売電気事業者からの再生可能エネルギーを購入する契約を締結しています。→次欄の「再生可能エネルギー購入契約の状況確認同意書」の記入をお願いします。

内容を確認後してください。

再生可能エネルギー購入契約の状況確認同意書

（補助対象設備を設置した後の住宅の想定年間消費電力量を賄うことができる再生可能エネルギー発電設備と接続している場合は、本欄の記入は不要です。）

※ 該当するものに

私は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間（当該補助金により取得した財産を、市長の承認を受けないで、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない期間をいう。以下この欄において同じ。）が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、私と市内本店小売電気事業者が締結している再生可能エネルギーを購入する契約の内容について、市長が当該市内本店小売電気事業者に照会し、当該市内本店小売電気事業者が当該照会に対して回答することに、

- 同意します。 同意しません。

内容を確認後してください。

- ※1 同意いただける場合は、次の表「既存住宅断熱改修」の項添付書類の欄「(2) 補助対象設備が別表第1「既存住宅断熱改修」の項第6号に掲げる要件を満たすことを証する書類」(例 市内本店小売電気事業者から購入した再生可能エネルギーの料金の領収書の写し等)の提出は、必要ありません。
- ※2 同意いただける場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、市内本店小売電気事業者から購入した再生可能エネルギーの料金の領収書その他市内本店小売電気事業者から再生可能エネルギーを購入したことを証する書類の写しを市長に、毎年度、提出する**必要はありません**。
- ※3 同意いただけない場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、毎年度、市内本店小売電気事業者から購入した再生可能エネルギーの料金の領収書その他市内本店小売電気事業者から再生可能エネルギーを購入したことを証する書類の写しを市長に、**毎年度、提出していただくこととなります**。

6 補助対象設備の概要(第11号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第11号様式(第13条、第10号様式関係)

補助対象設備の概要

1 蓄電池

製造者名	●●●●	製造者名と製品名を記載してください。
品名番号(設備本体)	●●●●	
事業期間	着工日	令和○年○月○日
	完了日	令和○年○月○日
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。	1,000,000 円	領収書の額(消費税及び地方消費税の額を除いた額)を記載してください。
補助対象経費の4分の3 (上限額 100万円) (1,000円未満切り捨て)	750,000 円	上限額に留意の上、補助対象経費に補助率を乗じた金額を記載してください(上限まで)。

2 既存住宅断熱改修

種別 ※種別に☑	<input checked="" type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	●●●●	
製品名	●●●●	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input checked="" type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	●●●●	
製品名	●●●●	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	●●●●	
製品名	●●●●	
種別 ※種別に☑	<input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input checked="" type="checkbox"/> 玄関ドア	
製造者名	●●●●	
製品名	●●●●	
事業期間	着工日	令和○年○月○日
	完了日	令和○年○月○日
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。	2,000,000 円	
補助対象経費の3分の2 (上限額120万円/戸(このうち、玄関ドアは上限額5万円/戸)) (1,000円未満切り捨て)	1,200,000 円	上限額に留意の上、補助対象経費に補助率を乗じた金額を記載してください(上限まで)。

3 高効率空調機器等

種別 ※種別に☑	<input checked="" type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器
製造者名	●●●●
品名番号 (設備本体)	●●●●
事業期間	着工日 令和○年○月○日
	完了日 令和○年○月○日
補助対象経費 ※ 消費税及び地方消費税を除く。	600,000 円 (2台分)
市内施工事業者	住 所 氏 名 電 話 (法人の場合) 所在地 匝瑳市○○○○ 名 称 株式会社○○○○ 代表者職氏名 代表取締役 ○○○○ 電 話 ○○○○-○○-○○○○
補助対象経費の3分の2 (上限額 高効率換気空調設備20万円 高効率給湯器60万円) (1,000円未満切り捨て)	200,000 円

「高効率空調機器」と「高効率給湯器」を同時に設置した場合は、
それぞれの種別ごとに、このページを作成してください。

7 交付請求書(第13号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第13号様式(第10条、第15条、第24条関係)

地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付請求書

令和〇年〇月〇日

匝瑳市長 あて

請求者(補助事業者) 住所 **匝瑳市八日市場ハ793番地2**
氏名 **匝瑳 太郎**
電話 **0479-73-0019**

(補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行う場合)

請求者(共同補助事業者(リース事業者又はP P A事業者)) 住所
氏名
電話
(法人の場合) 所在地
名称
代表者職氏名
電話

空欄のまま、記入しないでください。

年 月 日付け匝瑳市ゼ達第 号の で額の確定のあった地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金について、匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

1 交付請求額 円 記
空欄のまま、記入しないでください。

2 振込先

振込金融機関名	〇〇銀行	本支店名	〇〇支店
フリガナ	ソウサ タロウ		
口座名義	匝瑳 太郎		
口座の種類	普通		
口座番号	1234567		

補助対象設備の設置をリース又はP P Aで行った場合は、補助事業者(リースの場合はリース事業者(P P Aの場合は当該P P A事業者))が指定する口座を記載すること。

- ① 振込先の口座情報を記載してください。
- ② 口座名義は、申請者(請求者)の名義にしてください。
- ③ リースの場合は、リース事業者が指定する口座を記載してください。

8 同意書(第17号様式)の記入例

記入の一例です。作成の際は申請内容に応じて必要箇所に御記入をお願いします。

第17号様式(第23条関係)

同意書

令和〇年〇月〇日

匝瑳市長 あて

私は、地域脱炭素省エネ設備導入事業補助金の交付を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、市長が別に定める時期に、私の住民登録について市長が公簿等により確認することに、同意します。

同意者(補助事業者) 住所 **匝瑳市八日市場ハ793番地2**
氏名 **匝瑳 太郎**

補助金交付申請書又は実績報告書の第2面の住民基本台帳の閲覧同意書に同意いただいた場合は、本書の記入は不要です。